ニュースコンテナ記事 No9 発行 2004.1.10

## 水質汚濁「要監視項目」の項目追加案



中央環境審議会水環境部会の環境基準健康項目専門委員会は、人の健康保護に関する水質環境 基準の見直し案を取りまとめました。新たに要監視項目として塩化ビニル、エピクロロヒドリン、1・4・ ジオキサン、マンガン、ウランの 5 物質を追加し、P - ジクロロベンゼンとアンチモンについては指針値 を設定します。

今回の見直し案は、WHO が進めている飲料水水質ガイドラインの全面改定の状況や、昨年 5 月に厚 生労働省が実施した水道法に基づく水質基準の見直しなど内外の動向に対応したものです。検討の 対象としたのは環境基準項目(26 項目)、フタル酸ジエチルヘキシルなどを除いた要監視項目および WHO 飲料水水質ガイドライン対象物質であって現在改訂が進められている物質です。

検討の対象とした物質のうち、検出状況により塩化ビニル、エピクロロヒドリン、1・4 - ジオキサン、マ ンガン、ウランの 5 物質について要監視項目として位置付けるべきと判断しています。また、既定の要 監視項目のうち P - ジクロロベンゼンとアンチモンについては指針値を改訂、もしくは新規に設定する ことが適当としています。

今後、同見直し案はパブリックコメントにかけられた後、環境大臣に答申される予定です。

資料: 2003年12月8日付 化学工業日報

機器分析箇所 岡田 伸美

## The Knights of Environmental Science 内藤環境管理株式会社

〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.jp

## 事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 7 トータルサニテーション管理
- 4 水道法第20条に基づ〈水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 8 委託試験·研究·開発



